

独立行政法人医薬基盤研究所の役員退職手当支給規程の改正について

１．改正の趣旨

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成２４年８月７日閣議決定）に基づき、「独立行政法人医薬基盤研究所役員退職手当支給規程」を一部改正するものである。

２．改正の内容

従来 of 退職手当計算式に、下記割合を乗じて金額を算出。

- ・平成２５年１月１日から９月３０日までの間は９５．４５％
- ・平成２５年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間は９０．９％
- ・平成２６年７月１日以降は８６．３５％

３．施行日

平成２５年１月１日